

役員及び評議員の報酬等並びに 費用に関する規程

公益財団法人八尾市国際交流センター

公益法人八尾市国際交流センター
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人八尾市国際交流センター(以下「この法人」という。)の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (3)報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給と額)

第3条 役員及び評議員には、職務遂行の対価として報酬等を支給する。

- 2 役員及び評議員には、理事会又は評議員会の出席の都度、日額8000円(交通費を含む)とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤の理事には各年度の総額が600万円を超えない範囲で報酬等を支給することができる。
- 4 常勤の理事が事務局長を兼務する場合は、報酬等を支給しないものとする。

(費用)

第4条 役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、その請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 この規則は、平成24年4月1日から施行する。